

株主のみなさまへ

大阪市中央区南船場一丁目13番27号



代表取締役社長 八百博徳

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月25日（金曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時45分）
 2. 場 所 大阪市中央区本町一丁目4番5号
大阪産業創造館 4階 イベントホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sk-japan.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sk-japan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や設備投資が堅調に推移し、雇用・所得環境にも改善が見られるなど、緩やかな回復基調にあります。また、今後政府の「働き方改革」による余暇時間の増加により余暇市場への参加人口の回復が期待されており、当社もその動向に注力しております。

このような状況のもとで、当社の各事業部門とも業績向上に邁進した結果、当連結会計年度の売上高は53億84百万円（前期比17.4%増）、営業利益は3億28百万円（前期比187.1%増）、経常利益は3億31百万円（前期比179.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産売却益1億33百万円、投資有価証券売却益29百万円を特別利益に計上したことと、近年の業績回復および今後の業績動向等を勘案して、当連結会計年度において繰延税金資産を計上することとし、法人税等調整額（△は利益）△52百万円を計上したことなどから5億円（前期比57.0%増）となりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

<キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業におきましては、「星のカービィ」「ドラえもん」等の定番キャラクターが好調であったことと、当社オリジナルキャラクターの「忠犬もちしば」も堅調に推移した結果、売上高34億27百万円（前期比17.6%増）、営業利益は2億37百万円（前期比46.1%増）となりました。

<キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業におきましては、「もちもちマスコット」シリーズの販売が好調に推移し、アニメキャラクター専門店等への販売が

大幅に伸長したことに加え、「フィギュア入り入浴剤」や「ポケットモンスター」「星のカービィ」といったゲーム関連キャラクターや当社オリジナルキャラクターの「忠犬もちしば」の販売も好調に推移したことなどによりキャラクターファンシー流通への販売も伸長しました。また、「もちもちマスコット」専用ECサイトの運用開始により更なる利益率の向上にもつながった結果、売上高19億56百万円（前期比17.0%増）、営業利益91百万円（前期は48百万円の営業損失）と大きく改善いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました、当社グループの設備投資の総額は22百万円で、主なものは工具、器具および備品の取得15百万円となっております。また、資産の有効活用を目的として保有資産の見直しを実施した結果、平成29年9月に大阪本社を2億40百万円で売却いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第26期 (平成27年2月期)	第27期 (平成28年2月期)	第28期 (平成29年2月期)	第29期 (当連結会計年度) (平成30年2月期)
売 上 高(百万円)	6,924	5,285	4,585	5,384
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△61	124	118	331
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は親会社株 主に帰属する当 期純損失(△)(百万円)	△20	△185	318	500
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△)(円)	△2.44	△22.45	38.18	59.92
総 資 産(百万円)	3,341	2,628	2,143	2,763
純 資 産(百万円)	1,656	1,450	1,752	2,196
1株当たり 純 資 産 額(円)	200.01	173.48	209.73	262.87

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
SKJ USA, INC.	200千米ドル	100%	北米におけるプライズ商品 等の企画、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「Dream for your life 人と社会の幸せのために、創造への挑戦を続けます」を経営理念に、癒し・安らぎ・潤いのある商品の企画開発・販売に取り組んでおります。真に価値ある商品の提供によって業容の拡大と発展に努め利益ある成長を基本として、社員と家族、会社と株主のみなさま、取引先、社会が幸せになる継続的な企業創造への挑戦を続けてまいります。

この経営理念を実現し、持続的に成長するためには、よりよい商品を企画販売し、利益を生み出すための基盤づくりを強化することが不可欠であると認識しております。お客さまのニーズを的確に把握し、当社グループの商品をご利用いただくための諸施策を推進することにより、増収増益に向けた基盤づくりを進めてまいります。また、創業以来中核の事業として培ってきたキャラクタービジネスの枠を超えた新たな市場へも果敢にチャレンジすることにより、グループ全体の事業規模拡大につなげてまいります。

セグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

<キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業におきましては、引き続き新規キャラクターの著作権取得および多様化する顧客ニーズに対応するため人員配置の見直しを図り、売上高の拡大に努めます。また、新たな当社オリジナルキャラクターを創出して収益の安定化に取り組んでまいります。

<キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業におきましては、引き続き「もちもちマスコット」シリーズのブランディング強化に努め、専用ECサイトおよびアニメキャラクター専門店流通への販売を強化いたします。また流通の裾野を広げ、より安定成長を図るべくキャラクター・ファンシー雑貨流通への販売を再度強化するとともに、海外向けECサイトでのオリジナル商品の販売強化にも努めてまいります。

今後も引き続き収益性の改善を進めながら、競争力の向上およびマネジメント体制の強化に全力を挙げて取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

当社グループは当社および連結子会社であるSKJ USA, INC. によって構成されており、キャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー・家庭雑貨・携帯電話アクセサリ、電子玩具等の企画・販売を行っております。

当社のうちキャラクターエンタテインメント事業はアミューズメント施設のオペレーター等を主な販売先としているのに対して、キャラクター・ファンシー事業はファンシーグッズ専門店や量販店を主な販売先としております。また、SKJ USA, INC.（セグメント区分はキャラクターエンタテインメント事業）は北米におけるプライズ商品等の企画・販売を行っております。

(6) 主要な事業所（平成30年2月28日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大阪府中央区南船場一丁目13番27号 アイカビル6F
東 京 本 社	東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3F
福 岡 営 業 所	福岡市博多区比恵町3番17号 フェイズイン博多ビル3F

(注) 大阪本社は平成29年9月27日に大阪府中央区上町一丁目4番8号より、上記住所に移転いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
SKJ USA, INC.	本 社：アメリカ合衆国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況（平成30年2月28日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比較増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
93名	1名減	35.9歳	8.8年

(8) 主要な借入先の状況（平成30年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,490,103株 |
| (3) 1単元の株式数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 4,200名 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
久 保 泰 子	2,030千株	24.31%
久 保 千 晶	1,757	21.04
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	285	3.42
鈴 木 康 友	231	2.77
八 百 博 徳	145	1.74
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL) LOH HOON SUN	102	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 1)	96	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 5)	89	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	69	0.83
澤 田 美 奈 子	64	0.78

- (注) 1. 持株比率は自己株式（135,027株）を控除した発行済株式の総数（8,355,076株）により算出しております。
2. 自己株式は、上記大株主からは除いております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況（平成30年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 状 況
代 表 取 締 役 社 長	や お ひろ のり 八 百 博 徳	SKJ USA, INC. 取締役社長
専 務 取 締 役	まつ だ ただ お 松 田 忠 夫	経営戦略・管理部門担当
取 締 役	よし だ まさ とし 吉 田 昌 稔	営業部門担当
取 締 役	いま ざと まさ ひこ 今 里 政 彦	
取 締 役	ほり せい や 堀 政 哉	堀政哉法律事務所代表
常 勤 監 査 役	く ぼ やま ひろ き 久 保 山 浩 樹	
監 査 役	いで はら さとし 出 原 敏	
監 査 役	よし ざわ のぶ ゆき 吉 澤 伸 幸	

- (注) 1. 取締役今里 政彦氏および堀 政哉氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役出原 敏氏および吉澤 伸幸氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役全員は、以下のとおり知見を有しております。
- 1) 常勤監査役久保山 浩樹氏は、当社において海外勤務、子会社の役員等の要職に就いた後に、当社のセールスプロモーション部門および新規部門を歴任する等、様々な業務を経験しております。
 - 2) 監査役出原 敏氏は、金融機関における長年の経験と知見を有しております。
 - 3) 監査役吉澤 伸幸氏は、アミューズメント業界における長年の経験と知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	77,810千円 (3,750)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	10,167 (2,425)
合 計	8	87,977

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与19,800千円（取締役3名に対し19,500千円、監査役1名に対し300千円）。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額1,517千円（取締役5名に対し1,370千円、うち社外取締役2名に対し150千円、監査役3名に対し147千円、うち社外監査役2名に対し25千円）。
4. 上記のほか、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会の決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額は、次のとおりであります。なお、これらの金額には、上記および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
- ・取締役5名 45,958千円（うち社外取締役2名 1,200千円）
 - ・監査役3名 1,476千円（うち社外監査役2名 500千円）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役堀 政哉氏は、堀政哉法律事務所の代表であります。当社と当該事務所には記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	今里政彦	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、企業経営の観点および豊富な経験と幅広い識見を活かし議案審議について必要な発言を行いました。
取締役	堀政哉	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。
監査役	出原敏	当期開催の取締役会17回のうち17回、また監査役会6回のうち6回に出席し、取締役会において当社の経営上有用な指摘を行いました。また、監査役会において、主に業務監査、会計監査について必要な発言を行いました。
監査役	吉澤伸幸	当期開催の取締役会17回のうち17回、また監査役会6回のうち6回に出席し、取締役会において当社の経営上有用な指摘を行いました。また、監査役会において、重要な協議や監査結果について必要な発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	18,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識にたち、行動指針を定め当社グループ役員全員の周知徹底を図っていきます。
- ② 当社およびグループ各社は、全役員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施していきます。
- ③ 当社が当社グループのコンプライアンス体制を統括し、子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行い、当社グループの法令等遵守体制の構築、維持、向上を推進します。また、法令および定款等に適合していることを認識するため、管理部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者とし、定期的な監督・監査および適時な監督・監査を行っていきます。
- ④ 取締役は、取締役会および日常業務を通じて、他の取締役および使用人の業務執行の監督を行っていきます。
- ⑤ 取締役による職務の執行が法令・定款および社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役が取締役会に出席するとともに監査役会の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施していきます。
- ⑥ 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正な監査を確保します。
- ⑦ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、ならびにこれらの関連資料を法令および規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行っていきます。
- ② 経営および業務執行にかかわる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理していきます。

- ③ 取締役、監査役、会計監査人およびコンプライアンス担当者から要請があった場合には、速やかに当該書類を閲覧に供することとします。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社および当社子会社の経営環境、自然災害等、当社および当社子会社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響をおよぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会において定期的に討議することによりリスク低減に努めていきます。
- ② 当社グループの各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めていきます。
- ③ 当社および当社子会社は、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処していきます。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催していきます。
- ② 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行っていきます。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるよう努めていきます。
- ③ 当社取締役会は当社グループ全体の経営計画を策定し、これを達成するため、グループ各社において各社経営計画を立案して、それぞれの各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、代表取締役は、その実現のために常勤取締役および役職員の具体的業務活動を統括していきます。
- ④ 当社の取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役および役職者の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、ITの適切な利用を通じて業務の改善に努めるものとし、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとし、

(5) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社および当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(6) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行っていきます。
- ② 当社の監査役およびコンプライアンス担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っていきます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役職務を補助する専属の使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命および配置することができます。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
- ③ 監査役補助者は監査役の指揮命令下に置き、監査役補助者の評価・人事異動等にあたっては、あらかじめ監査役の意見を聴取してその意見を尊重するものとします。

(8) 当社および当社子会社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、定時取締役会および必要に応じて随時開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けることとします。
- ② 当社グループの取締役は、法定の事項以外にも取締役の不法行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査役に報告を行うこととします。
- ③ 当社グループの内部通報に基づく通報を受けた場合、速やかに監査役に報告を行うものとします。
- ④ 当社は、当社グループの役職員が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者および会計監査人との意見交換を定期的に行っていきます。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。
- ② 会計監査人および内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査および報告を求めることができる体制を整備していきます。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合、当該請求が必要でないことを証明した場合を除いて速やかに当該費用の処理を行うものとします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、全社員が「企業行動指針」に基づいて、法令遵守はもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動の実践に努めております。
- (2) コンプライアンス・リスク管理に関しては、グループのリスク管理に関する統括組織である「リスク管理委員会」を2回開催し、グループ全体で想定される危機発生要因の整備や、管理部長または監査役会に直接通報できる制度として内部通報制度を設け、調査および適切な処置の実行に備えました。
- (3) 取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成され、監査役3名（うち、社外監査役2名）も出席しております。取締役会は17回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。
- (4) 監査役会は3名（うち、社外監査役2名）で構成されております。監査役会は6回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査役は、取締役、内部監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,604,761	流 動 負 債	493,106
現金及び預金	1,510,898	買 掛 金	246,046
受取手形及び売掛金	600,991	未 払 金	102,542
電子記録債権	184,552	未 払 費 用	26,286
棚 卸 資 産	135,744	未 払 法 人 税 等	46,977
繰延税金資産	58,674	賞 与 引 当 金	15,180
そ の 他	115,776	そ の 他	56,072
貸倒引当金	△1,875	固 定 負 債	74,172
固 定 資 産	158,828	繰延税金負債	23,837
有形固定資産	21,781	そ の 他	50,334
建物及び構築物	10,025	負 債 合 計	567,279
車 両 運 搬 具	276	純 資 産 の 部	
そ の 他	11,479	株 主 資 本	2,185,665
無形固定資産	20,044	資 本 金	461,997
投資その他の資産	117,001	資 本 剰 余 金	492,935
投資有価証券	54,269	利 益 剰 余 金	1,282,296
破産更生債権等	12,555	自 己 株 式	△51,564
退職給付に係る資産	46,441	その他の包括利益累計額	10,644
そ の 他	16,290	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,381
貸倒引当金	△12,555	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△9,489
資 産 合 計	2,763,589	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,247
		純 資 産 合 計	2,196,310
		負 債 純 資 産 合 計	2,763,589

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,384,302
売 上 原 価		3,723,616
売 上 総 利 益		1,660,686
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,332,257
営 業 利 益		328,429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	686	
賃 貸 収 入	2,061	
そ の 他	703	3,451
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	175	
そ の 他	3	178
経 常 利 益		331,702
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	133,883	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29,908	163,791
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,444	1,444
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		494,049
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	46,246	
法 人 税 等 調 整 額	△52,838	△6,592
当 期 純 利 益		500,641
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		500,641

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	461,997	492,935	831,787	△51,405	1,735,314
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△50,132		△50,132
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			500,641		500,641
自 己 株 式 の 取 得				△158	△158
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	450,509	△158	450,350
当 期 末 残 高	461,997	492,935	1,282,296	△51,564	2,185,665

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	24,630	△4,545	△2,982	17,102	1,752,417
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△50,132
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					500,641
自 己 株 式 の 取 得					△158
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△2,249	△4,943	735	△6,458	△6,458
当 期 変 動 額 合 計	△2,249	△4,943	735	△6,458	443,892
当 期 末 残 高	22,381	△9,489	△2,247	10,644	2,196,310

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,580,479	流動負債	488,838
現金及び預金	1,487,263	買掛金	242,759
受取手形	17,139	未払金	101,646
電子記録債権	184,552	未払費用	26,286
売掛金	583,788	未払法人税等	46,891
商品	135,744	前受金	2,959
前払費用	7,345	預り金	3,006
前渡金	97,249	賞与引当金	15,180
繰延税金資産	58,674	その他	50,107
その他	10,596	固定負債	74,172
貸倒引当金	△1,875	その他	74,172
固定資産	178,841	負債合計	563,010
有形固定資産	21,781	純資産の部	
建物	10,025	株主資本	2,183,418
車両運搬具	276	資本金	461,997
工具、器具及び備品	11,479	資本剰余金	492,935
無形固定資産	20,044	資本準備金	492,935
ソフトウェア	16,435	利益剰余金	1,280,049
その他	3,609	利益準備金	12,000
投資その他の資産	137,015	その他利益剰余金	1,268,049
投資有価証券	54,269	別途積立金	100,000
関係会社株式	0	繰越利益剰余金	1,168,049
長期未収入金	36,102	自己株式	△51,564
前払年金費用	46,441	評価・換算差額等	12,891
その他	28,845	その他有価証券評価差額金	22,381
貸倒引当金	△28,644	繰延ヘッジ損益	△9,489
資産合計	2,759,321	純資産合計	2,196,310
		負債純資産合計	2,759,321

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,371,396
売 上 原 価		3,714,816
売 上 総 利 益		1,656,580
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,327,498
営 業 利 益		329,081
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	686	
賃 貸 収 入	2,061	
そ の 他	703	3,451
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	270	
そ の 他	3	273
経 常 利 益		332,259
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	133,883	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29,908	163,791
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,444	1,444
税 引 前 当 期 純 利 益		494,606
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	46,068	
法 人 税 等 調 整 額	△52,838	△6,770
当 期 純 利 益		501,377

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	461,997	492,935	492,935	12,000	100,000	716,804	828,804	△51,405	1,732,332	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△50,132	△50,132		△50,132	
当期純利益						501,377	501,377		501,377	
自己株式の取得								△158	△158	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	451,244	451,244	△158	451,085	
当 期 末 残 高	461,997	492,935	492,935	12,000	100,000	1,168,049	1,280,049	△51,564	2,183,418	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	24,630	△4,545	20,085	1,752,417
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△50,132
当期純利益				501,377
自己株式の取得				△158
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△2,249	△4,943	△7,193	△7,193
当期変動額合計	△2,249	△4,943	△7,193	443,892
当 期 末 残 高	22,381	△9,489	12,891	2,196,310

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月23日

株式会社エスケイジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任
社員 公認会計士 木村幸彦 ①
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 南方得男 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケイジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月23日

株式会社エスケイジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任
社員 公認会計士 木村幸彦 ⑩
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 南方得男 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査役監査基本方針、監査役監査基本計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および従業員等と意思疎通および情報の収集を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、今後とも継続的な見直しと改善が重要であると考えております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年4月26日

株式会社エスケイジャパン 監査役会

常勤監査役 久保山 浩 樹 ⑩

社外監査役 出 原 敏 ⑩

社外監査役 吉 澤 伸 幸 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、会社を取り巻く環境が依然として厳しい折から経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主のみなさまに還元させていただきたく所存です。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は25,065,228円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役を選任方法) 第27条 1. (条文省略) 2. (条文省略) (新設)	(監査役を選任方法) 第27条 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	や お ひろ のり 八 百 博 徳 (昭和36年9月30日生)	平成3年3月 当社入社 平成4年5月 当社常務取締役商品担当 平成5年9月 株式会社サンエス取締役 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム代表取締役社長 平成18年3月 株式会社サンエス常務取締役 平成18年3月 株式会社ケー・ディー・システム常務取締役 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役社長 (現任) 平成24年3月 当社常務取締役グループ統括 平成25年9月 当社代表取締役専務 平成25年9月 株式会社サンエス専務取締役 平成25年9月 株式会社ケー・ディー・システム専務取締役 平成26年4月 当社代表取締役社長 (現任) 平成26年5月 株式会社サンエス代表取締役社長 平成26年5月 株式会社ケー・ディー・システム代表取締役社長	145,556株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成3年の入社以来、主に商品企画に従事し、平成4年に常務取締役、平成25年に代表取締役専務を経て、平成26年から代表取締役社長 (現任) として当社および当社グループの経営を担っており、代表取締役に相応しい豊富な経験と能力を有していることから取締役候補者としてしました。</p>			
2	まつ だ ただ お 松 田 忠 夫 (昭和29年8月7日生)	昭和53年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成8年5月 同行 夙川支店長 平成10年5月 同行 草津支店長 平成12年5月 同行 瓦町法人営業第2部長 平成14年2月 株式会社UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 京都法人営業第3部長 平成17年12月 日本レイト株式会社常務取締役 平成21年5月 エムケイ株式会社専務取締役 平成25年12月 当社顧問 平成26年5月 当社常務取締役経営戦略担当 平成26年5月 株式会社ケー・ディー・システム取締役 平成28年5月 当社常務取締役経営戦略・管理部門担当 平成29年4月 当社専務取締役経営戦略・管理部門担当 (現任)	30,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成25年に顧問として入社以来、平成26年に常務取締役、平成29年4月から専務取締役 (現任) として主に経営戦略・管理部門に従事し、金融機関等他社での豊富な経験と実績および専門知識を有しており、取締役に相応しい経験と能力を有していることから取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	よしだまさとし 吉田昌稔 (昭和28年5月31日生)	昭和62年10月 株式会社カプコン入社 平成11年4月 同社常務取締役 平成16年5月 株式会社バンプレスト入社 平成16年6月 同社AM事業部取締役 平成19年4月 株式会社ウィズ入社 平成19年8月 同社取締役 平成19年10月 株式会社ウィズダム代表取締役 平成23年3月 当社入社執行役員 平成25年3月 当社執行役員グループ事業開発部長 平成26年5月 当社取締役営業部門担当(現任) 平成26年5月 株式会社サンエス取締役 平成26年5月 株式会社ケー・ディー・システム取締役	3,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成23年に入社以来、平成26年から取締役(現任)として主に営業部門に従事し、アミューズメント業界での豊富な経験と実績および専門知識を有しており、取締役に相応しい経験と能力を有していることから取締役候補者となりました。</p>			
※4	みやひらたかし 宮平崇 (昭和47年6月20日生)	平成8年10月 当社入社 平成12年1月 当社退職 渡米、エルカミーノカレッジに通学 平成15年10月 帰国 株式会社ノモス入社 平成17年7月 株式会社Dreams 創業 代表取締役(現任)	1,949株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>現在、ユニバーサルシティウォーク大阪・天保山マーケットプレース等の大規模集客施設内を含む3店舗(ポップコーンパパ)を展開している株式会社Dreamsの代表取締役を務め、13年近い企業経営の経験と実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで経営体制の強化ができると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>			
※5	さいいけいこ 佐井恵子 (昭和31年10月14日生)	昭和56年1月 司法書士登録 小川勝久司法書士事務所勤務 司法書士 木茂隆雄司法書士事務所勤務 司法書士 昭和61年1月 佐井法律・司法書士事務所 独立開設 パートナー 昭和62年5月 石田・佐井法律司法書士事務所 改組 パートナー 平成12年2月 佐井法律・司法書士事務所 改組 パートナー 平成14年8月 佐井司法書士事務所 所長 平成15年7月 簡易訴訟代理等関係業務認定 司法書士 平成28年1月 佐井司法書士法人 代表社員(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>司法書士事務所の所長および司法書士法人の代表社員として15年以上事務所経営に携わり、豊富な実務経験に基づく法務全般における幅広い知識と十分な見識を有しており、その知見を当社の経営に反映していただくことで経営体制の強化が図れると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. ※印は、社外取締役かつ新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 宮平 崇氏は、平成8年10月から平成12年1月まで当社の使用人であったことがありますが、当社の使用人でなくなってから18年を経過しております。
4. 宮平 崇氏および佐井 恵子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、宮平 崇氏および佐井 恵子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ながの 野 聡 (昭和37年9月2日生)	昭和61年4月 日本銀行入行 ロンドン事務所(2年) 平成21年5月 同行 北九州支店長 平成23年7月 同行 大阪支店副支店長 平成26年6月 同行 審議役(地域金融担当) 平成29年8月 同行 金融研究所シニアリサーチフェロー 平成30年2月 同行 退職 平成30年3月 瓜生・糸賀弁護士事務所 弁護士(現任)	—
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 日本銀行の中核部門の要職を務め豊富な金融実務経験を有しているだけでなく、現在は弁護士として法務全般に通じているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としてしました。		

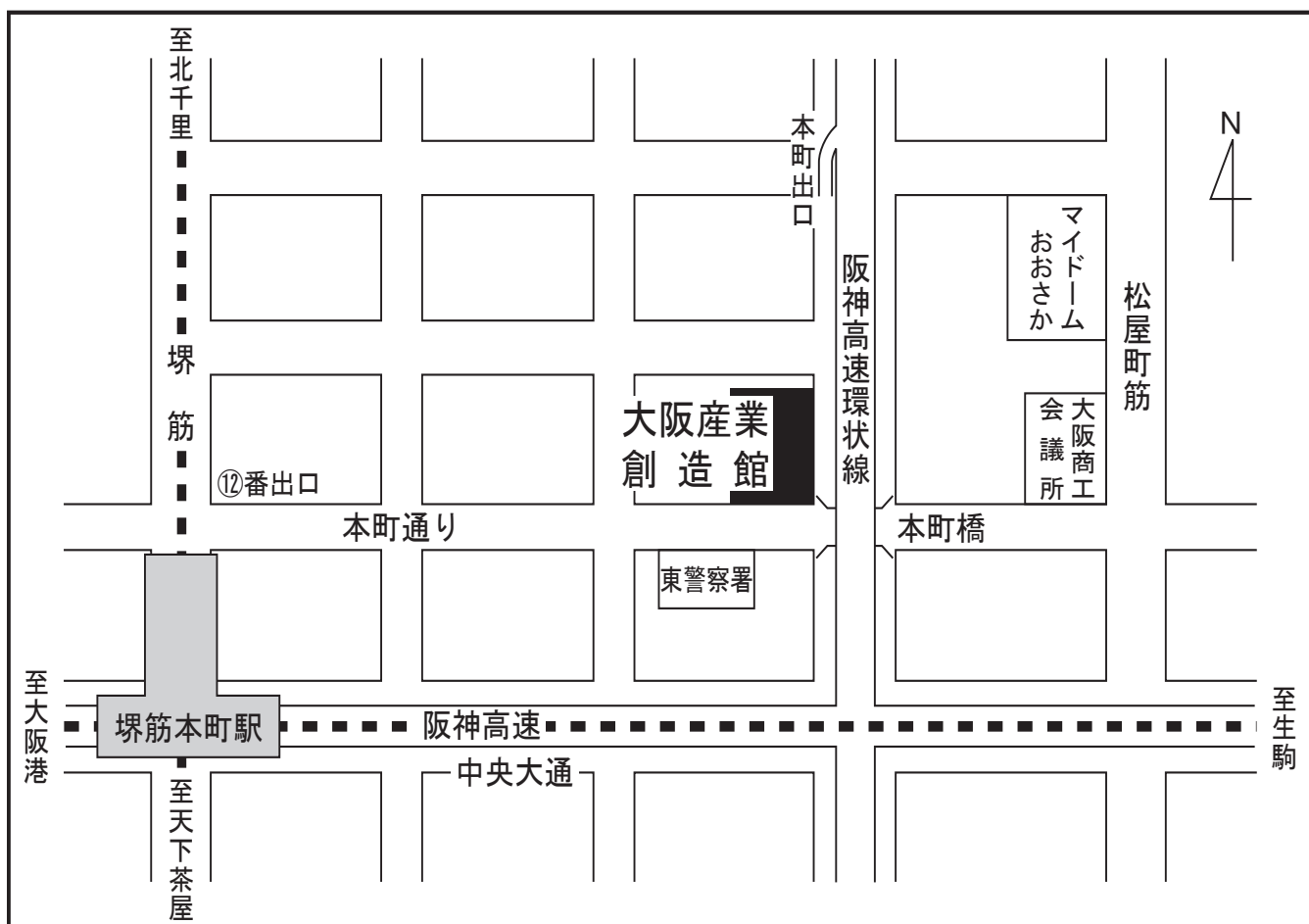
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長野 聡氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 長野 聡氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町一丁目4番5号
大阪産業創造館 4階 イベントホール

交通 地下鉄堺筋線または中央線「堺筋本町」駅下車。
⑫番出口から徒歩5分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。)

(ご注意)

総会の開会時刻は午前10時30分ですので、お間違いのないようご注意ください。なお、開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しくください。受付は午前9時45分より開始いたします。